

電気通信大学量子科学研究センター規程

平成27年 3月26日

改正

平成28年 3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条の3第3項の規定に基づき、電気通信大学量子科学研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の光科学及び物理学分野（量子科学分野）における研究力の強化及びそれを基盤として構築する国内外の基幹的教育研究機関との国際的学際的教育研究環境のもと自らの発想をもって未踏の領域を切り拓くための考える力と行動力を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次の各号に定める職員を置く。

(1) センター長

(2) 教授又は准教授

(3) その他の職員

2 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。

3 前二項に掲げる者のほか、本学の専任の教授、准教授、講師及び助教のうち、センターにおいて、センター専任と同等の研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。

4 前三項に掲げる者のほか、非常勤の研究員等必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センター長は、本学専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長の選考に関して必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名することができる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以

前でなければならない。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、量子科学研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。